

平成28年4月20日

地区遺族会会長 殿

一般財団法人 東京都遺族連合会
会長 宇田川 劔雄

青年部組織化の推進について（依頼）

1 青年部組織化の趣意

先の大戦における240万人の将兵は、祖国の平和と繁栄を念じつつ、故郷を思い、妻子・父母・兄弟の安泰を願いながら戦野に散華しました。

終戦後、戦没者遺族の公的処遇は断たれ、子供を失って寄り添いのない老いた父母、夫を亡くし子供を抱いて孤立無援の妻は、共に奈落の底に突き落とされたように、不安と苦悩の毎日を送ってきました。

その悲しみと怒りから、東京都遺族連合会の母体が生まれました。

遺族会は、空襲による廃墟からの国家再建の礎となった戦没者の慰霊追悼、二度と戦争をしない・させない決意による恒久平和の維持・推進、戦没者遺族に対する国家弔慰の継続などの活動を展開してきました。

この遺族会存立目的の次世代への継承は、戦没者遺族の責務であります。

しかしながら、戦後70年が過ぎ、現在の平和と繁栄を享受する中で、戦争の悲惨さや悲しみの記憶が風化しつつあります。また、遺族の高齢化、戦争を知らない世代への交代が顕著となり、現在、会員数5,911人（対前年738人減）と、会員数の減少が続いており、後継者の育成が急務となっています。

日本遺族会においても、時代の経過と戦没者遺児等の高齢化に伴い、組織が弱体化していることに鑑み、次代を担う孫・曾孫の組織化を最大の課題としており、各都道府県に対し、後継者対策に積極的に取り組むよう指示しています。

2 東京都遺族連合会における取り組み

上記のような遺族会の存立目的と現状・課題を踏まえ、本遺族連合会としては、地区遺族会の理解と協力のもと、以下の方針により、次世代遺族の組織化を促進することとしましたので、各地区遺族会におきましては、平成28年6月を目途として青年部創設の準備を進めていただき、別紙により、青年部員及び役員名簿を提出していただきたい。

(1) 取り組みの方針

次のような役割分担に基づき、次世代遺族の組織化を促進することとします。

〔地区遺族会の役割〕

- ① 戦没者の孫・曾孫等の入会を促進し、青年部設置に努める。

- ② 地区青年部の設置にあたっては、地区青年部規約を定める。
- ③ 追悼式典等行事への協力、参加を促進する。
- ④ 構成員名簿を整備し、部長又は代表者を選任する。
- ⑤ 戦没者の孫世代の遺族を役員に登用する。

〔 遺族連合会の役割 〕

- ① 遺族連合会青年部を設置し、青年部規約を定める。
- ② 代表者会議を開催する。
- ③ 研修会を実施する。
- ④ 理事、評議員に登用する。

(2) 取り組みスケジュール (予定)

- | | |
|-------------------|-----------|
| ○ 地区青年部役員又は代表者の選出 | 平成28年6月中 |
| ○ 代表者会議 | 平成28年7月上旬 |
| ○ 青年部研修会の開催 | 平成28年9月中 |

(3) 取り組みにあたっての留意事項

- 青年部員については、当面、会費の徴収はしない。
- 女性青年部員は、女性部にも所属するものとする。
- 地区青年部規約の制定にあたっては、別紙「一般財団法人東京都遺族連合会青年部規約」を参考にする。

一般財団法人東京都遺族連合会青年部規約

(名称)

第1条 本青年部は、一般財団法人東京都遺族連合会（以下「遺族連合会」という）青年部と称し、事務局を遺族連合会内に置く。

(組織)

第2条 本青年部は、各地区遺族会の青年部をもって組織する。

2 青年部は、戦没者の孫・曾孫及び賛同者をもって構成する。

(目的)

第3条 本青年部は、地区遺族会に所属する青年遺族の結束により、英霊の顕彰、戦没者遺族の福祉の増進並びに世界平和の実現など、遺族連合会の目的達成に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 本青年部は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 研修会等により、青年遺族としての自覚と認識を深め、遺族連合会の目的達成に尽力する。
- (2) 日本遺族会及び遺族連合会並びに地区遺族会等の慰霊追悼の行事或いは処遇改善の運動に進んで参加・協力する。
- (3) 青年部及び遺族会等の諸問題について研究討議し、その解決と実践に努めるとともに、遺族連合会等に提言する。
- (4) 青年部長会、総会及び研修会の開催により、相互の連携と親睦を図る。

(役員)

第5条 本青年部に、次の役員を置く。

- (1) 部長1名、副部長3名、幹事3名、書記2名
- (2) 部長、副部長、幹事、書記は、各地区青年部長の中から、青年部長会で選考し、遺族連合会会長が委嘱する。

(役員の仕事)

第6条 役員の仕事は、次のとおりとする。

- (1) 部長は、遺族連合会会長と緊密な連絡のもとに部会を運営する。
- (2) 副部長は、部長を補佐し、部長の事故ある時は、これを代理する。
- (3) 幹事は、部会の執行について部長を補佐し、部会の事務の処理にあたる。
- (4) 書記は、会議の議事録を掌理する。

(役員の仕事)

第7条 役員の仕事は2年とし、再任を妨げない。

(総会の招集)

第8条 遺族連合会の事業を推進するため、遺族連合会会長が必要と認めたと
きは、総会を開催する。

2. 総会の議長には遺族連合会会長があたる。

(青年部長会の招集)

第9条 青年部長会は、部長が招集し、議長には部長がこれにあたる。

(会議の成立及び議決)

第10条 会議は、構成員の過半数の出席がなければこれを開くことができない。

2 議事は、出席者の過半数をもって決議し、可否同数のときは議長の決
するところによる。

3 会議において、重要事項の議決を要する場合は、予め遺族連合会会長
の承認を得るものとする。

(部長会の審議事項)

第11条 青年部の諸活動に関する事項

2 規約の改廃に関する事項

3 遺族連合会会長より付議された事項

4 その他必要と認められる事項

(会計)

第12条 本青年部の会計は、遺族連合会の会計の中において経理し、青年部員
の会費は徴収しないものとする。

(規約の改正)

第13条 本規約を改正するときは、青年部長会の議決を経て、遺族連合会会長
の承認を得る。

(施行規則)

第14条 本規約施行について必要な細則は、部長会の議決を経て、遺族連合会
会長の承認を得る。

(附則)

本規約は、平成28年4月1日から施行する。